

福岡市政担当記者 各位

環境省・福岡県同時発表

環境局
港湾空港局
保健医療局

博多港アイランドシティ（ふ頭ゾーン）におけるヒアリの確認について （令和5年11月29日の続報）

令和5年11月29日付け記者発表のとおり、博多港アイランドシティ（ふ頭ゾーン）で外来生物法に基づく要緊急対処特定外来生物ヒアリが確認されたことを受けて、福岡市では、環境省、専門家、福岡県及び関係事業者と連携して、これまで確認地点の追加調査及び集中的な防除を継続して実施したところ、令和6年4月17日時点ではヒアリは確認されていません。

福岡市としては、引き続き環境省と連携して、確認地点における生息状況調査を徹底するとともに、継続的な周辺調査を実施していきます。

1 前回発表（令和5年11月29日環境省報道発表）までの経緯

- ・ 令和5年11月16日

環境省が実施する外来生物侵入状況調査等業務による博多港周辺での調査において、調査事業者がアリ類をサンプリング。

- ・ 同年11月22日

調査事業者が、サンプリングした個体を顕微鏡で検査し、ヒアリ1個体を確認。

- ・ 同年11月25日

調査事業者による追加の現地調査において、コンテナヤード外側のフェンス沿いでヒアリの働きアリ約300個体が地面と出入りしていることを確認。確認場所周辺に殺虫餌（ベイト剤）を設置。

2 前回発表（令和5年11月29日環境省報道発表）以降の経緯

- ・ 令和5年11月29日～令和6年1月23日

環境省及び防除事業者が、専門家、福岡県、福岡市及び関係事業者の協力の下、概ね7～10日おきに現地で誘引餌を用いた調査と殺虫餌（ベイト剤）を用いた防除作業を実施。最大で1,000個体程度の働きアリが敷設された鉄板と地面の隙間から出入りしていることを確認したが、ヒアリの確認個体数及び確認範囲は徐々に縮小。

- ・ 令和6年2月2日

現地調査において、働きアリのほかに女王アリ（有翅及び無翅の合計3個体。いずれも死亡）、雄アリ（うち1個体は死亡、1個体は生存）を初めて確認。

- ・ 同年2月13日

現地調査において、働きアリのほかに女王アリ（有翅3個体（いずれも死亡）、無翅3個体（うち2個体は死亡、1個体は生存））を確認。

- ・ 同年2月26日及び3月7日

確認地点に敷設されていた鉄板を撤去し、周囲を含め、巣が形成された箇所全体への液剤（液体型の殺虫剤）散布による集中的な防除を実施。3月7日（木）の防除の際には女王アリ18個体、羽アリ5個体、働きアリ約1,100個体を確認。

- ・ 同年3月14日～

引き続き概ね7～10日おきに現地調査と殺虫剤（ベイト剤）を用いた防除を継続。4月17日の現地調査ではヒアリは確認されていない。



ヒアリが確認された場所



確認されたヒアリ（女王アリ）
（写真：環境省）

3 発見した場合

ヒアリと思われる個体を発見した場合は、下記までお知らせください。

ヒアリは攻撃性が強いいため、生きた個体を素手で触らないように注意してください。刺された場合、体質によってはアナフィラキシー・ショックを起こす可能性があります。

環境省 ヒアリ相談ダイヤル 0570-046-110 (9:00~17:00)

<平日 8:45~17:30>

東区生活環境課 電話(092)645-1024 FAX(092)632-8999

博多区生活環境課 電話(092)419-1070 FAX(092)441-5603

中央区生活環境課 電話(092)718-1092 FAX(092)718-1079

南区生活環境課 電話(092)559-5101 FAX(092)561-5360

城南区生活環境課 電話(092)833-4087 FAX(092)822-4095

早良区生活環境課 電話(092)833-4343 FAX(092)841-6687

西区生活環境課 電話(092)895-7054 FAX(092)882-2137

4 本件の問い合わせ先

環境省自然環境局野生生物課 電話(03)5521-8344

【担当課】

○特定外来生物に関すること：環境局環境調整課 林

TEL：(092) 733-5388 FAX：(092) 733-5592

○港湾エリアでの対応に関すること：港湾空港局みなと環境政策課 上尾

TEL：(092) 282-7153 FAX：(092) 282-7771

○ヒアリによる健康被害に関すること：保健医療局生活衛生課 藤沢

TEL：(092) 711-4272 FAX：(092) 733-5588





環境省報道発表

令和6年4月19日（金）

博多港アイランドシティ（ふ頭ゾーン）における ヒアリの確認について（令和5年11月29日の続報）

<福岡県及び福岡市同時発表>

1. 令和5年11月29日付け報道発表のとおり、博多港で要緊急対処特定外来生物のヒアリ（*Solenopsis invicta*）が確認されたことを受けて、環境省では、専門家、福岡県、福岡市及び関係事業者の協力の下、これまで確認地点の追加調査及び防除を継続して実施しています。
2. これらの調査において、確認地点で一定規模のコロニーが形成されていることが判明したことから、集中的な防除を実施しました。令和6年4月17日時点ではヒアリは確認されていません。
3. 環境省では、引き続き専門家及び関係機関の協力を得て、確認地点における生息状況調査の徹底及び継続的な周辺調査を実施します。
4. なお、平成29年6月の国内初確認以降、これまでのヒアリの確認事例は令和6年4月19日（金）現在で18都道府県、計111事例です。本件は111事例目の続報です。

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先
環境省自然環境局野生生物課
外来生物対策室

代 表：03-3581-3351

直 通：03-5521-8344

室 長：松本 英昭

室長補佐：藤田 道男

室長補佐：田中 里奈

九州地方環境事務所野生生物課

直 通：096-322-2413

課 長：大澤 隆文

専 門 官：上村 清彦

■ 前回発表（令和5年11月29日環境省報道発表）までの経緯

- ・ 令和5年11月16日
環境省が実施する外来生物侵入状況調査等業務による博多港周辺での調査において、調査事業者がアリ類をサンプリング。
- ・ 同年11月22日
調査事業者が、サンプリングした個体を顕微鏡で検査し、ヒアリ1個体を確認。
- ・ 同年11月25日
調査事業者による追加の現地調査において、コンテナヤード外側のフェンス沿いでヒアリの働きアリ約300個体が地面と出入りしていることを確認。確認場所周辺に殺虫餌（ベイト剤）を設置。

■ 前回発表（令和5年11月29日環境省報道発表）以降の経緯

- ・ 令和5年11月29日～令和6年1月23日
環境省及び防除事業者が、専門家、福岡県、福岡市及び関係事業者の協力の下、概ね7～10日おきに現地で誘引餌を用いた調査と殺虫餌（ベイト剤）を用いた防除作業を実施。最大で1,000個体程度の働きアリが敷設された鉄板と地面の隙間から出入りしていることを確認したが、ヒアリの確認個体数及び確認範囲は徐々に縮小。
- ・ 令和6年2月2日
現地調査において、働きアリのほかに女王アリ（有翅及び無翅の合計3個体。いずれも死亡）、雄アリ（うち1個体は死亡、1個体は生存）を初めて確認。
- ・ 同年2月13日
現地調査において、働きアリのほかに女王アリ（有翅3個体（いずれも死亡）、無翅3個体（うち2個体は死亡、1個体は生存））を確認。
- ・ 同年2月26日及び3月7日
確認地点に敷設されていた鉄板を撤去し、周囲も含め、巣が形成された箇所全体への液剤（液体型の殺虫剤）散布による集中的な防除を実施。3月7日（木）の防除の際には女王アリ18個体、羽アリ5個体、働きアリ約1,100個体を確認。
- ・ 同年3月14日～
引き続き概ね7～10日おきに現地調査と殺虫餌（ベイト剤）を用いた防除を継続。4月17日の現地調査ではヒアリは確認されていない。

■ 今回確認されたヒアリについて

確認されたアリはこれまでの累計で、働きアリ4,000個体程度、女王アリ30個体程度、雄アリ2個体です。

■ 今後の対応

引き続き、専門家の助言と関係機関の協力を得て、以下の取組を進めます。

- ・ 当面の間、確認地点には殺虫餌（ベイト剤）を継続的に設置。
- ・ 繁殖可能な有翅女王アリが周囲に分散した可能性を踏まえて、確認地点及び周辺におけるモニタリングを今年度内に2回程度実施予定。また、来年度以降も継続的に実施予定。
- ・ 福岡県や福岡市等との緊密な情報共有・提供による周知と情報発信

■ 疑わしいアリの発見時の対応について

疑わしいアリを発見された方は、以下に留意するようお願いします。

<事業者の皆様へのお願い>

- コンテナ等の開封時等にヒアリやアカカミアリを含むヒアリ類と疑わしいアリを発見した場合、まずは刺激を避けつつ、コンテナ等のどの箇所にもどの程度の生きたアリがいるか等の状況を確認してください。
 - ① アリが少数しかおらず、密閉されたコンテナや積荷内等で逃げ出す恐れのない場合は、市販のスプレー式殺虫剤等でその場で駆除してください。その上で、環境省地方環境事務所等に速やかに連絡し、取扱いについて相談してください。
 - ② 多数の生きたアリの集団がいる(と予想される)場合は、コンテナ等の扉を閉めて、逃げ出さないよう静置してください。その上で、環境省地方環境事務所等に速やかに連絡し、取扱いについて相談してください。コンテナ等の外で確認された場合についても同様に連絡をお願いします。可能であれば、強粘着の布ガムテープ等でコンテナの目張りをするなど、アリが逃げ出さないように対応してください。

詳細については、令和5年6月に施行された「ヒアリ類に係る対処指針」及び「ヒアリの防除に関する基本的考え方 Ver. 4.0」のP.20～27を参照してください。なお、「ヒアリ類に係る対処指針」において対象事業者が視聴することになっている研修動画等については、以下のURLから御確認ください。

https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/04_business/index.html

https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/file/hiariboujo_Ver.4.0.pdf



<一般の皆様へのお願い>

- ヒアリの詳しい特徴や注意事項、見つけたときや刺されてしまった場合の対処方法などについては下記を参照してください。

「要緊急対処特定外来生物ヒアリに関する情報」

<http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/hiari.html>

- ヒアリやアカカミアリを含むヒアリ類と疑わしいアリを発見した場合や、ヒアリの特徴等一般的な問合せ、健康被害の問合せ等については、「ヒアリ相談ダイヤル」を御利用ください。

- ・ 受付日：土日祝を含む毎日(12/29～1/3は除く)
- ・ 受付日時：午前9時から午後5時
- ・ ヒアリ相談ダイヤル 0570-046-110(IP電話の場合 06-7634-7300)

チャットボット(自動会話プログラム)による情報提供や相談受付等も行っています。以下のURLから、24時間、365日御利用いただけます。

「アリーのヒアリ相談チャットボット」

http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/05_contact/index.html



■ 今回確認されたヒアリ（女王アリ）



■ 今回ヒアリが確認された場所



以上